

株式会社インソース定款

制 定：平成 14 年 11 月 8 日
最近の改正：令和 3 年 12 月 17 日

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社インソースと称し、英文では、Insource Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 経営者、管理者、一般社員に対する教育および人材の職業適性、能力の開発

(1) 講師派遣型研修

(2) 公開講座

(3) 研修一括受託

(4) コンサルティング各種

(5) 教育研修・営業支援のためのシステム提供

2. 販売促進活動に関するコンサルティング業

3. 商品・サービスに関する販売促進、販売代理店業務

4. 経営コンサルタント業

5. 出版業、印刷業および広告宣伝代理業

6. 労働者派遣事業

7. 職業安定法に基づく有料職業紹介および下記の事業

(1) 求人者に対する求人条件の相談

(2) 求職開拓のための調査・情報収集

(3) 求職者に対する求職条件の相談・助言

(4) 求職者に対する職業講習

(5) 求人開拓のための調査・情報収集

8. 求人、採用活動に関する広告およびコンサルティング

9. 障害者総合支援法に基づく就労移行支援事業

10. コンピュータのソフトウェアの開発および販売

11. コンピュータシステムの企画、開発、販売および保守に関する業務

12. コンピュータネットワークを利用した商取引、決済処理に関する事務の受託および代行

13. 情報処理サービス業および情報提供サービス業

14. インターネットによる情報提供業務、情報処理業務および情報提供の企画・立案・制作

15. 通信機器、視聴覚機器、DVD等既得媒体の販売

16. 電気通信事業法に定める電気通信事業および電気通信役務の提供に関する受託業務

17. 知的財産権（著作権、商品化権等）の実施、使用、利用許諾、維持および管理

18. マーケティングリサーチおよび経営情報の調査収集および提供

19. インターネット等を通じた商取引および上記各号に関する事業
20. 各種金融商品の企画、開発および販売
21. セミナールームの賃貸および管理
22. 人材開発に関するテスト事業
23. 投資業
24. 上記各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合には、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、150 百万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

第 12 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

(招集権者および議長)

第 14 条 株主総会は、代表取締役（代表取締役が複数いる場合は取締役会であらかじめ定めた者）がこれを招集し、議長となる。

2 前項で定めた招集権者および議長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 17 条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 18 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 19 条 当社の取締役は 10 名以内とする。

(取締役の選任)

第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

(相談役およびファウンダー)

第 23 条 取締役会は、その決議により相談役およびファウンダーを置くことができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、代表取締役（代表取締役が複数いる場合は取締役会であらかじめ定めた者）がこれを招集し、議長となる。

2 前項で定めた招集権者および議長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 26 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 当社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 27 条 取締役会の議事の経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第 28 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役との間の責任限定契約)

第 30 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役または支配人その他の使用人である者を除く。）との間で、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

（監査役の員数）

第 31 条 当社の監査役は 5 名以内とする。

（監査役の選任）

第 32 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（補欠監査役）

第 34 条 会社法第 329 条第 3 項に基づく補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

2 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。

（常勤の監査役）

第 35 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を 1 名以上選定する。

（監査役会の招集通知）

第 36 条 監査役会の招集の通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮できる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することが

できる。

（監査役会の決議方法）

第 37 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会の議事録）

第 38 条 監査役会の議事の経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

（監査役会規程）

第 39 条 監査役会に関する事項は、法令および本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（監査役の報酬等）

第 40 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役との間の責任限定契約）

第 41 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。

第 6 章 会計監査人

（選任方法）

第 42 条 会計監査人は株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第 43 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

（会計監査人の報酬等）

第 44 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役（代表取締役が複数いる場合は取締役会であ

らかじめ定めた者)が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第45条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第46条 当会社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。

2 当会社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日を基準日として中間配当を行うことができる。

3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第47条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 未払の配当金には利息をつけない。